

関税法施行令第92条第1項第2号に掲げる税関 官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任 し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を定め る掲 示

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる税関官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

1. 関税法施行令第92条第1項第2号に掲げる権限以外の権限を委任する範囲
別表第1中それぞれの税関官署の欄に○印をもって示す該当事項とする。
2. 関税法施行令第92条第1項第2号に掲げる権限を制限する範囲
別表第2中それぞれの税関官署の欄に○印をもって示す該当事項とする。

別表 第1

| 事 項 名 | | 税 関 出 張 所 | 税 関 支 署 出 張 所 |
|--|--|---------------------------------|--------------------------------------|
| 区 分 | 内 容 | 六 甲 ア イ ラ ン ド | ポ ー ト ア イ ラ ン ド |
| 関税法第1章及び 同法施行令第1章 (総則) | 法第2条の3(災害等による申請等の期限の延長)の権限 | ○ | ○ |
| 関税法第3章及び 同法施行令第2章 (船舶及び航空機) | 法第23条第1項(外国貨物船(機)用品の積込みの承認)及び第2項(内国貨物船(機)用品の積込みの承認)の権限 法第24条第1項(船陸交通場所等の指定及び指定地外交通等の許可)中「船陸交通場所等の指定」の権限及び令第15条第1項第4号(貨物の積卸しに際し、税関職員に提示すべき書類の指定)の権限以外の権限 | | ○ ○ |
| 関税法第4章及び 同法施行令第3章 (保税地域) | (1) 令第36条の3第1項ただし書き(蔵入承認申請書の記載事項の一部が省略できる場合の認定)(令第50条の2において準用する場合を含む。)の権限 (2) 法第43条の4(蔵入承認等の際の検査)(法第61条の4において準用する場合を含む。)の権限 (3) 上記1)及び2)以外の権限。ただし、法第35条(税関職員の派出。ただし、令第29条の3(許可事務派出)の規定による派出に限る。)、法第39条(指定保税地域蔵置貨物の種類の指定)及び法第41条(指定保税地域の取消の際の指定保税地域とみなす期間の指定)の権限は除く。 | ○ ○ | ○ ○ ○ |
| 関税法第7章及び 同法施行令第6章 (収容及び留置) | 法第80条(貨物の収容)及び法第83条(収容解除)の権限 法第86条第1項(旅客等の携帯品の留置)の権限 法第87条第1項(原産地虚偽表示等貨物の留置)の権限 | | ○ ○ ○ |
| 関税法第9章 | 法第94条の2第3項(関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理)の権限 | ○ | ○ |
| 関税法第9章及び 同法施行令第8章 (雑則) | 法第101条第2項(保税地域の休止による手数料の免除)の権限 法第101条第3項(不開港出入手数料の軽減、免除) 法第102条の2並びに手数料令第13条の2(災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除)及び同令第13条の3(災害等による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除)の権限 法第102条の2及び手数料令第13条の4(災害等による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除)の権限 法第106条(特別の場合における税関長の権限)の権限 | ○ ○ | ○ ○ ○ ○ |
| 関税法第10章(罰則) | 法第118条第5項(犯則貨物の保税地域搬入期間の指定)の権限 | | ○ |
| 関税法第11章及び 同法施行令第9章 (犯則事件の調査及び処分) | 法第133条第2項(領置物件及び差押物件の公売等)及び同条第3項(随意契約による売却、廃棄)の権限以外の権限 | | ○ |
| 関税法定率法及び 同法施行令 | (1) 令第6条の3第2項ただし書き(承認工場の承認申請に際し添付図面を省略することのできる場合の認定)(令第49条及び令第53条第4項において準用含む。)の権限 (2) 法第13条第4項(製造用原料品等と同種の他の原料品との混合使用の承認)(法第19条第2項において準用する場合を含む。)の権限 (3) 令第8条第2項(混用承認申請を一括して行うことができる場合の認定及び記載事項の一部を省略することができる場合の認定)(令第49条において準用する場合を含む。)の権限 (4) 法第13条第5項(製造用原料品等による製造終了届の受理及び検査)(法第19条第2項において準用する場合を含む。)の権限 | | ○ ○ ○ ○ |

| | | | | |
|----------------|--|--|---|--|
| | <p>(5) 令第9条第2項（製造終了の届出の際、検査を行う承認工場の指定、及び届出の際、検査を行う承認工場以外の承認工場について検査時期の指定）（令第49条において準用する場合を含む。）及び同条第3項（製造用原料品等による製造終了の際の製品検査書の交付）（令第49条において準用する場合を含む。）の権限</p> <p>(6) 令第50条（製造終了の届出を輸出申告税関にすることの承認）の権限</p> <p>(7) 法第13条第6項ただし書き（製造用原料品等の用途外使用の承認）（法第19条第2項において準用する場合を含む。）及び同条第7項ただし書き（製造用原料品等又はその製品の減却の承認）（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の権限</p> <p>(8) 令第11条の2第1項（製造用原料品の譲渡の届出の受理）（令第49条及び令第61条において準用する場合を含む。）の権限</p> <p>(9) 令第12条第2項（製造用原料品等の承認工場に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定）（令第49条及び令第53条第4項において準用する場合を含む。）の権限</p> <p>(10) 令第47条第1項の表第8号（輸出貨物の製造用原料品等の承認）の権限</p> <p>(11) 令第54条の2第1項、第3項（内貨原料品による製品を輸出する場合における提出書類の確認）の権限</p> <p>(12) 法第19条の2第2項、同条第3項及び同条第4項（課税原料品等を保税工場又は総合保税地域へ入れることの承認、及び課税原料品に係る関税の払戻し、減額又は控除）の権限</p> <p>(13) 令第54条の8第2項及び同条第3項（課税原料品による製造報告書の確認及び還付）（令第54条の10及び令第54条の11において準用する場合を含む。）の権限</p> <p>(14) 令第54条の12（課税原料品に係る保税作業開始の届出書の受理並びに書面でする必要がない場合の認定）の権限</p> <p>(15) 令第56条第1項及び同条第2項（違約品等保税地域搬入届の受理）（令第56条の3及び令第56条の4において準用する場合を含む。）の権限</p> <p>(16) 令第14条（別送する携帯品又は引越荷物の確認及び申告書の還付）、令第26条（特定用途免税貨物の用途外使用の確認）、令第30条（外交官貨物等の用途外使用の確認）、令第37条（再輸出免税貨物の用途外使用の確認）、令第38条（再輸出免税貨物の亡失、減却の確認）（令第41条において準用する場合を含む。）、令第60条第1項（使用状況の報告請求）、法第20条の2第2項（軽減税率適用貨物の用途外使用の承認（令第61条第1項において準用する場合を含む。）及び法第20条の3第1項（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用の承認）の権限</p> <p>(17) 上記(1)から(16)以外の権限。ただし、法第13条第1項（製造用原料品による製造工場の承認）、法第19条第1項（輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認）、令第50条の2（指定製造工場の指定等）及び令第60条第2項（農林漁業用無税重油等についての業務報告書の徴集）の権限を除く。</p> | | ○ | |
| 関税暫定措置法及び同法施行令 | <p>(1) 令第10条（令第33条第4項において準用する場合を含む。）及び令第33条第11項（使用状況報告書又は業務報告書の徴集）、令第36条（亡失届、減却届の受理）、法第10条ただし書き（用途外使用の承認）、法第12条（用途外使用する場合の転用の承認）に規定する権限</p> <p>(2) 令第33条の4第2項ただし書き（承認工場の承認申請に際し添付図面を省略することのできる場合の認定）の権限</p> <p>(3) 法第9条の2第4項（製造用原料品等と同種の他の原料品との混合使用の承認）の権限</p> <p>(4) 令第33条の6第2項（混用承認申請を一括して行うことができる場合の認定、及び、一括申請に際し記載事項の一部を省略することができる場合の認定）の権限</p> <p>(5) 法第9条の2第5項（製造用原料品等による製造終了届の受理及び検査）の権限</p> <p>(6) 令第33条の7第2項（製造終了の届出の際、検査を行う承認工場の指定、及び、届出の際、検査を行う承認工場以外の承認工場について検査時期の指定）及び同条第3項（製造用原料品等による製造終了の際の製品検査書の交付）の権限</p> | | ○ | |

| | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|
| | <p>(7) 法第9条の2第6項ただし書き（製造用原料品等の用途外使用の承認）の権限</p> <p>(8) 法第9条の2第7項ただし書き（製造用原料品等又はその製品の災害その他やむを得ない事由による亡失の認定、及び、製造用原料品等又はその製品の滅却の承認）の権限</p> <p>(9) 令第33条の10第1項（製造用原料品の譲渡の場合の届出の受理）の権限</p> <p>(10) 令第33条の11第2項（製造用原料品等の承認工場に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定）の権限</p> <p>(11) 上記(1)から(10)以外の権限。ただし、法第9条の2第1項（製造用原料品による製造工場の承認）、令第33条第6項（学校等給食用脱脂粉乳についての業務報告書の徴集）、令第33条第8項（配合飼料製造用脱脂粉乳等についての業務報告書の徴集）及び令第33条第13項（でん粉糖等製造用でん粉についての業務報告書の徴集）の権限を除く。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令 | <p>(1) 法第8条ただし書き（輸入物品の天災その他やむを得ない事由による滅失の承認）の権限</p> <p>(2) 法第11条第1項（関税免税物品の譲渡の許可）、法第11条第3項（犯則事件の調査及び処分）、法第12条第1項（免税物品の譲渡の許可）、法第12条第4項（譲受の許可を受けない免税物品の保税地域への搬入命令）、法第14条第1項（収容物件又は留置物件の引渡し）及び法第14条第2項（領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の引渡し）の権限</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の権限。ただし、法第10条第1項（関税免税物品による製造を行う倉庫又は工場の承認）、法第10条第2項（関税法第35条（税関職員の派出。ただし、令第29条の3（許可事務派出）の規定による派出に限る。）及び法第11条第3項（関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）中同法第133条第2項（領置物件及び差押物件の公売等）及び第3項（随意契約による売却）の権限に限る。）の権限を除く。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令 | <p>法第3条第1項（免税資材等の製造を行う工場の承認）及び法第3条第2項（関税法第35条（税関職員の派出。ただし、令第29条の3（許可事務派出）の規定による派出に限る。）において準用する場合に限る。）以外の権限で次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第2条第1項（資材等又は製品の引渡期間の指定）及び同条第1項第1号（資材等又は製品の天災その他やむを得ない事由による滅失の承認）の権限</p> <p>(2) 法第4条（免税輸入資材等の譲受の許可）の権限</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の権限。ただし、法第3条第1項（免税資材等の製造を行う工場の承認）及び法第3条第2項（関税法第35条（税関職員の派出。ただし、令第29条の3（許可事務派出）の規定による派出に限る。）において準用する場合に限る。）の権限を除く。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令 | <p>(1) 法第4条（譲渡、用途外使用等による免税車両等に係る輸入税の徴収）、法第5条第2項（損傷による免税車両等の滅却承認）、令第5条第2項（居住者の運転の承認）及び令第6条第3項（免税車両等の使用状況の報告請求）の権限</p> <p>(2) 上記(1)以外の権限</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令 | <p>(1) 令第2条（積卸コンテナー一覧表の受理（関税法第67条の規定に基づく輸出又は輸入の口頭申告を含む。））の権限</p> <p>(2) 法第3条（コンテナー等の免税に際し担保を提供させる場合の認定）の権限</p> <p>(3) 令第4条（免税コンテナー部分品の使用の届出の受理）の権限</p> <p>(4) 法第4条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）の権限</p> <p>(5) 法第5条第2項（免税コンテナー等の災害その他やむを得ない事由による亡失の認定、免税コンテナー等の滅却の承認）の権限</p> <p>(6) 令第7条（用途外使用する免税コンテナー等の変質損傷減税する場合の検査）の権限</p> <p>(7) 令第8条第2項（免税コンテナー等に係る記載事項の一部を省略させる場合の認定）の権限</p> <p>(8) 法第6条第2項（免税コンテナー等の記帳事項に係る報告の徴取）の権限</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | <p>(9) 令第10条（免税コンテナの差押届の受理）の権限</p> <p>(10) 令第13条（TIRカルネの下で行われる運送の場合における貨物及びコンテナの検査及び封印）の権限</p> <p>(11) 法第13条（コンテナの承認）の権限</p> <p>(12) 令第18条第3項（コンテナ承認板に係る記載事項の報告の徴取）の権限</p> <p>(13) 法第20条（犯則事件の調査及び処分）の権限</p> <p>(14) 上記(1)から(13)以外の権限。ただし、法第14条第2項（設計形式によるコンテナの承認）、令第12条（国産コンテナ等の確認）及び法第20条（関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）中法第133条第2項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第3項（随意契約による売却）の権限に限る。）の権限を除く。</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |
|--|---|---|---|

| | | |
|--|--|--|
| <p>3 第1項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）に規定する承認及び法第62条の5（保税展示場外における使用の許可）（法第62条の15において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務）及び同項第4号（法第63条第1項（保税運送）又は法第66条第1項（内国貨物の運送）の規定による承認に係る事務）の権限</p> | | |
|--|--|--|